

平成27年4月22日

〒464-0074

名古屋市千種区仲田 2-15-8 NTビル 11 階  
株式会社シッククリエーション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 8 階  
事務局長 外山孝司  
TEL : 052-265-9258 FAX : 052-265-9259

## 再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社からの平成27年2月25日付回答書を踏まえ、次のとおり改めて申入れいたします。

貴社の回答書によれば、会員から退会申出があった場合にも話し合いの結果、翌月も参加してくれる会員も少なくないことから、「退会の申出をした会員が翌月の練習等への参加を希望することは一般的ではない」とはいえない、とのことです。

しかしながら、そのような場合の翌月の練習等への参加は、法的には、退会申出の撤回により会員契約が継続されたものと評価されるものであって、練習に参加した月の会費を支払うべきことは当然です。

当団体が平成27年2月12日付回答書で指摘した「退会の申出をした会員が翌月の練習等への参加を希望することは一般的ではない」との趣旨は、確定的な退会の意向がありつつ、あえて当月ではなく翌月の練習等への参加を希望する場合、つまり、翌月をもって退会する旨の申出がなされることは一般的ではないということです。

従いまして、やはり、原則として退会申出のあった月の末をもって退会とし、例外的に翌月の練習等への参加を希望する場合は、翌月末の退会とする、とした方が、会員・貴社の双方にとってシンプルで理解しやすい規定となり、現場で誤った運用がなされて会員とのトラブルが発生する虞も少なくなるものと考えます。

つきましては、改めて、下記改訂案のとおり改訂を申し入れますので、ご検討の上、平成27年5月22日までにご回答くださいますようお願いいたします。

(改訂案) 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の末日をもって、退会することができることとする。(申し出をされた月いっぱいまでの所属となる。)ただし、翌月の練習等に参加した上での退会を希望する場合には、翌月末日をもって退会とする。

敬具